

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第2条第9号に
規定する特定道路の指定に係る運用方針及び指定すべき道路の区間について（案）

平成20年8月15日
国土交通省道路局
路 政 課
地方道・環境課

道路のバリアフリー化については、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号、以下「バリアフリー新法」という。）」に基づき、推進することとしています。

バリアフリー新法第2条第9号に規定する特定道路については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号、以下「バリアフリー新法施行令」という。）第2条の規定により、国土交通大臣がその路線及び区間を指定することとされています。ついては、特定道路の指定に係る運用方針及び指定すべき道路の区間を定めることを検討しています。

なお、同法第10条第1項により、「道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下「新設特定道路」という。）を移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。」とされています。また、同法第10条第2項において、「道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。」とされています。

記

1. 特定道路の指定に係る運用方針

特定道路の指定については、バリアフリー新法施行令第2条において「法第2条第9号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和27年法律第180号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。」とされていますが、その内容は次のとおりとします。

（1）生活関連経路

「生活関連経路」とは、バリアフリー新法第2条第21号ロに規定する「生活関連経路」であって「生活関連施設相互間の経路」をいいます。ここで、「生活関連施設」とは同号イにおける「生活関連施設」及び同法第3条で定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成18年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）2（1）①における「相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設」が想定されますが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘

案して選定するものとします。なお、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」第3条第1項第2号に規定する「避難路」等についても生活関連経路とし、指定の対象とすることができるものとします。

(2) 多数の高齢者・障害者等

多数の高齢者・障害者等が移動する道路とは、当該道路の周辺に位置する生活関連施設の利用の状況、及び生活関連施設周辺の移動等円滑化の状況からみて、他の周辺道路に比して相対的に高齢者・障害者等の通行量が多い又は多いと想定される道路であり、当該道路について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものとします。

(3) 移動が通常徒歩で行われるもの

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成18年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）2（1）①において、「生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積が概ね400ヘクタール未満の地区」とあることから、「移動が通常徒歩で行われるもの」とは、生活関連施設間の距離が原則として1キロメートル未満程度の道路とします。

2. 特定道路として指定すべき道路の区間について

上記1. に基づき、具体的に特定道路として指定すべき道路は、以下の（1）～（3）に該当する道路の区間とします。

(1) 特定経路

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号、平成18年6月廃止、以下「交通バリアフリー法」という。）」第10条第4項第1号に規定する「道路特定事業を実施する道路の区間」として定められた道路の区間について、特定道路として指定することとします。なお、バリアフリー新法施行後、基本構想の見直しを行い経路の見直しを実施している場合には、見直し後の区間を特定道路として指定することとします。

この際、交通バリアフリー法に基づいて、既に道路特定事業が実施された道路についても特定道路に指定することとします。

(2) 道路特定事業を実施する道路の区間

バリアフリー新法第31条第1項及び第32条第1項に規定する道路特定事業計画が策定済みの場合は、当該計画において「道路特定事業を実施する道路の区間」として定められた道路の区間について、特定道路として指定することとします。

この際、既に道路特定事業が実施された道路についても特定道路に指定することとします。

(3) (1) 及び (2) 以外の生活関連経路

(1) 及び (2) 以外の生活関連経路であって、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路の区間のうち、高齢者・障害者等の移動等の円滑化を図るべき道路の区間として、1. (1)～(3) の要件に該当するものについては、道路管理者から申請のあったものを特定道路として指定することとします。この際、既にバリアフリー化された道路についても特定道路に指定することとします。

以上